

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る令和2年度の 区施設休館に伴う委託業務及び指定管理業務への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により休館している区施設の運営受託事業者及び指定管理者（以下「受託事業者等」とします。）については、区と協議の上、代替業務（館内整理、従事者研修等）の実施や業務の休止といった臨時的対応を行っているところです。

休館期間終了後においては各施設の運営を円滑かつ迅速に再開していく体制を整えることが必要となりますが、施設の運営・管理等の業務については人件費等の固定経費が占める割合が高いことから、業務の休止に伴い、委託料及び指定管理料（以下「委託料等」とします。）の支払が受けられない場合には、従事者の雇用継続が困難となるおそれがあり、区民サービスの再開に大きな影響が生じることが想定されます。

これらのことを踏まえ、休館期間中の固定経費の一部を以下のとおり区が負担することとし、受託事業者等と協議を行うこととします。

1 対象事業者

区施設の運営委託業務及び指定管理業務のうち、休館に伴って休止した業務があるため、委託料等に関する協議が必要となる受託事業者等

2 区が負担する委託料等の考え方

今回の休館に伴う業務の休止については、区と受託事業者等の双方にとって不可抗力の事態が原因であることから、受託事業者等にも一部負担を求めることが妥当であると判断し、休止した業務がある期間の委託料等のうち、業務を休止したとしても支払が必要となる人件費等の固定経費の8割を区が負担することとします。

なお、休止した業務の従事者を継続雇用するために、受託事業者等が休業させた方の人件費は、原則として国の雇用調整助成金等の制度を優先して活用することとし、その分は区が負担する委託料等から減額します。また、休館期間中の業務の休止に伴い支出が不要になった経費についても委託料等から減額します。

3 その他

(1) 指定管理者が管理する区施設のうち、利用料金制度を導入している施設については、指定管理業務に必要な総経費から利用料金収入等を差し引いて指定管理料を算定しています。

このため、施設の運営再開後、区民の施設利用が著しく少なく、利用料金収入等が大きく減少するなど指定管理者に過大な負担が生じた場合は、別途、指定管理者と協議を行います。協議の結果、区が負担する額が、年度協定で定める指定管理料の額を上回る場合は、債務負担行為の限度額の変更を行うこととします。

(2) 令和元年度は、利用料金制度を導入している施設について、休館（3月9日から3月31日の間）に伴い発生した損害等（休館に伴って未収入となった施設利用料等、指定管理業務を実施できなかったことによる減収分等）を区が負担することとしました。